

第3期船橋市子ども・子育て支援事業計画、第5次船橋市ひとり親家庭等自立促進計画、船橋市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(案)
意見募集(パブリック・コメント)

寄せられたご意見と本市の考え方

※ご意見は原文のまま掲載しております。

意見 No.	ページ	意見	本市の考え方	計画案の修正有無
1		自分の家庭にとってどうか、という視点で見るので可も不可もなく…という印象でした。 産前産後の支援も保育園利用料も都内の方が断然魅力的です。(財源比が大きく異なることも、市ではなく国単位で取り組まないと難しいということも理解はしていますが…) 共働きで、互いの通勤を考慮して住み始めましたが早く都内に引っ越したいと思っています。	産前産後の支援や保育料に関しては、市独自の取り組みも行っているところですが、ご指摘のとおり、子育て支援策は自治体ごとに相違が生じている状況となっています。 いただいたご意見をふまえ、必要な支援が提供できるよう努めてまいります。	無
2	37	37ページについて。子ども発達相談センターの体制充実を目指しているようだが、今後も発達相談は増え続ける傾向が続くならば支援体制の充実は随分ことになるので、こういった公的組織が一手に引き受けるのではなく、民間の発達相談や発達検査ができる事業所を増やすように舵取りすべきではないか。 実際に、相談間隔が空くというような状態になっているのであれば、税金を使う公務員を増やすのではなく、民間の相談所を育てるようにすべきだ。事実、東京都は民間事業所での発達検査に補助を出すような予算取りを始めている。ましてや、保育園の巡回も含めて児童発達支援事業所等でも出来る事業あるいは類似の事業を公的機関が担うのは民業圧迫ではないか。公的機関ではればならない業務は乏しく、多くは民間でも可能である。困難な相談者への対応が公的機関でなければならぬと考えるならば、民間軽視の発想ととれる。公認心理士は資格化され、人員は増えているが多くの非常勤の求人で、また小児分野で開業しようにも発達相談・検査は教育委員会や発達相談センターのような公的機関がほぼ独占しているので、職がない。 彼らを活用できれば、民間相談所同士が切磋琢磨し、より発達相談や検査の分野が発展し、さらに相談場所が増えるので市民は順番待ちをすることなく発達検査を容易に受検できるのではないか。	こども発達相談センターでは、関係機関と連携しながら、専門職による継続的な発達相談や運動機能の発達に関する支援等を実施しております。当センターは発達検査も実施しておりますが、検査を行うことを主目的としているわけではなく、発達相談の過程において必要な際に実施しているものです。 また、民間事業者による発達相談については、医療と相談を一体的に実施できるなどのメリットもあることから、必要に応じて情報連携を行っており、今後も引き続き実施してまいります。 当センターは乳幼児期からの切れ目のない支援の一端を担っていることや、虐待リスクが高いケースや経済的・精神的困難を抱えるケースの支援に際して、公的機関との連携を要すことを踏まえると、こども発達相談センターでの相談体制の充実が必要と考えております。	無

意見 No.	ページ	意見	本市の考え方	計画案の修正有無
3		●ヤングケアラーに関すること 群馬県高崎市では、「子どもの情報が一番集まるのは学校」という理由から、ヤングケアラー支援を教育委員会が担当しているそうです。 2024年3月21日の朝日新聞デジタルの記事「それは「仕方ない」ことじゃない 教委が始めたヤングケアラー支援」に詳しく書かれています。 https://digital.asahi.com/articles/ASS3N6558S39UTFL004.html 計画に直接結びつく意見ではありませんが、子どもの情報をキャッチするという点で、連携もご検討いただけたらと思い、ご意見を送りました。 また、ヤングケアラー関連で、計画には記載がありませんでしたが、2024年に開催された「船橋市小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」の『家族みんなが笑顔に「きょうだいさんの安心を増やす工夫」』の事業がとても良かったです。 きょうだい(きょうだい児)とは、病気や障害のある兄弟姉妹がいる人のことです。ヤングケアラーに含まれます。 「障害や病気について知ることができた」ことを良い経験として語る声がある一方で、小さい頃からケア(物理的なお世話や、親の精神的なケア等)をしたり、兄弟姉妹の障害を理由にいじめられたり、良くも悪くも将来選択に影響があったりします。 2024年の事業のように親向けでも、「きょうだい(きょうだい児)」である子ども向けでも、事業を続けていただけると嬉しいです。	本市での所管は児童福祉部門ですが、ご意見いただきましたとおり、こどもと接する時間が長く、状況を把握しやすいのは学校だと考えております。そのため、市内の小中学校や高等学校とも連携を図り、スクールソーシャルワーカーとの合同研修の実施のほか、市立全小中学校を訪問し情報共有や意見交換をしています。気になるこどもがいた際には、当課の窓口を紹介していただくなど、協力して支援を進めているところです。 今後も教育委員会等と連携しながら、相談窓口の周知啓発を図るとともに、ヤングケアラー支援を継続してまいります。 保健総務課では、小児慢性特定疾病児童の保護者を対象としたアンケート調査を実施しており、保護者は慢性疾病にかかっている児童のみならず、きょうだいについても困っていることや心配していることが明らかになりました。この結果から、きょうだいに関する理解が深まるよう、きょうだい支援団体と連携して、保護者や支援者を対象に講演会を実施しました。市では引き続き、ニーズを把握し、保護者や支援者を対象とした啓発活動やきょうだいを対象とした事業等を企画していきたいと考えております。	無
4	77	●父親の育児休業の取りにくさを解消するために 父親の育児休業の取りにくさの理由として、「職場内で取りにくい雰囲気がある」と挙げられていました。 「取りにくい雰囲気」とは、男性＝仕事、女性＝家事育児という性別役割分業の考えが背景にあるのではないのでしょうか。 社会通念が変われば、雰囲気は変わると思います。市として、ジェンダーや性の多様性、コミュニケーションも含んだ「包括的性教育」を推進していくことを望みます。	本計画においては、ワーク・ライフ・バランス・セミナーの開催など、企業への働きかけを行い、仕事と子育ての両立のための職場環境の整備を目指す取り組みを実施しております。 ご意見をいただきました「包括的性教育」については、その内容が多岐にわたるため、庁内関係所属へ共有するとともに、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無

意見 No.	ページ	意見	本市の考え方	計画案の修正有無
5		病児預かり等に対しての策案はあるようですが、そもそも予防対策を検討していただきたいと感じました。 子供や自分がインフルエンザになった時に仕事を休まなければいけなくなりますが、家族内感染で更に休みが続くとなれば家計にかなりの影響を及ぼし貧困にもつながります。特にひとり親の場合の影響は大きいです。 予防投薬と言う方法もありますが、保険適用では無いため簡単に受けることができません。予防投薬に対する助成があると助かりますので、次期にでも検討してもらえたらと思います。意見の場や内容が見当違いでしたら申し訳ありません。	ご意見をいただいた予防投薬に対する助成については、本計画の範囲を超えるものと考えておりますが、いただいたご意見につきましては、庁内関係所属へ共有させていただきます。	無
6		○この計画は「こどもの地域生活を守る」ものとして理解してよろしいか？	本計画は、「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」を基本理念とする計画であり、ご指摘いただいた要素もその中に含まれていると考えております。	無
7	40	○基本施策3「発達が気になるこどもや障害のあるこども等、特別な配慮を要するこどもが身近な地域で安心して生活できるように、関連サービスの充実を図ります」と記載があるが、関連サービスの充実とは第4章40ページに記載されている「障害児を対象として一時預かり事業」？これは障害者施設における短期入所を指す？または青い鳥ホーム等を念頭に置いての事？（現実的に供給可能機関等地域診断されての記載か？）児童相談所の役割においても新たに開設を予定しているのであれば、障害児も当然ここに該当する児童と考える。虐待は健常児のみではなく障害児にも起こっていることから、一時保護委託先も含め、様々な障害を考えての記述が望ましいと考えるが？発達とは発育を指すのか障害傾向含めた言い方なのか？	基本施策3については、発達が気になるお子さまや障害のあるお子さまなど、特別な配慮を要するこどもの支援について記載しており、「発達」は「発育」だけでなく障害傾向を含めたものと考えております。 ここでの関連サービスとは、主な取り組みに記載している内容のほか、40ページに記載の関連する取り組みを指しており、障害児を対象とした一時預かり事業としては、障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等のため、短期入所、日中一時支援、心身障害者一時介護料の助成を実施しております。 市児童相談所開設後は、虐待等により一時保護が必要と判断した場合は、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図ることを目的として、こどもの障害の有無に関わらず、一時保護を行います。 また、こどもの障害の種類、障害の状況によっては、一時保護所以外での一時保護委託を検討する場合もあるため、一時保護委託先として想定される、障害児関係施設、病院等と十分な連携を図ってまいります。	無

意見 No.	ページ	意見	本市の考え方	計画案の修正有無
8	39	○根本的に医療的ケア児等の受け入れに関しての取り組みの記載が無い。また、医ケア児コーディネーターの配置のみでは繋ぎ先の無い現実では機能し難いと考えるが。(医ケア児コーディネーターのみでは対応は難しい)P39に参考指標として記載できるものを記載すべきでは？例えば放課後等デイへの看護師配置や巡回可能な医療的制度(訪問看護の一部利用など)の改正への考えは？	本市では、医療的ケア児等の受け入れに関する取り組みについては、学校や保育所等に看護師を配置する等の受入れ体制の確保整備を進めながら、「船橋市慢性疾病児童等地域支援協議会」においても、「預け先の確保」を優先課題として施策を協議し、取り組みを進めております。 いただいたご意見を踏まえ、コーディネーターを支援体制の中核としつつ、関係機関との連携強化や受け入れ先の拡充など、総合的な支援体制の構築を目指すため、協議会を中心に効果的な支援策を引き続き検討し、今後策定予定の第5次障害者施策計画および第4次障害児福祉計画に反映することも視野に入れ、引き続き取り組みを進めてまいります。	無
9	39	○「重層的」という表現は真に児童関係のみではなく、官民間わすの機関や市複数部署による連携を指すと考えるがそこについての考えは？(世帯支援の視点の共有化)	「重層的」という表現は、地域の幅広い機関が横の連携を取りながら支援を行うことを想定しております。市や民間の各関係機関の役割分担を明確にし、十分な連携を確保することで、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制の構築を目指してまいります。 家族支援については、単一の機関だけでなく、各機関が必要に応じて緊密に連携を図りながら実施することが重要であることから、障害児とその家族に対して、より包括的かつ効果的な支援を提供することができるよう、関係機関間の会議など、様々な機会を捉え、連携体制の確保に取り組んでまいります。	無
10	27～29	基本施策1 乳幼児期の教育・保育の充実 について 令和7年4月に予想される船橋市の保育所入所待機児童数は約1,000名になると思われます。待機児童が3歳未満に集中していることから、今後も小規模保育所の整備を進めると考えられますが、令和6年度までの就学前児童数に対する施設別利用数の割合が保育施設利用割合は約60%程度ですが令和7年度希望者割合は約70%を超えると予想されます。 現在も、小規模事業からの3歳児を受け入れられる保育施設が確保出来ない事から、早急に幼稚園での受け入れ体制を整える必要があり、幼稚園にご理解が得られるように丁寧な説明でご協力頂けるような施策を実施して欲しい。 各保育施設が令和7年4月の入所申込者全てを受け入れる為には新たに最低260名以上の保育士を確保出来なければなりません。 こども家庭庁は19日、2025年度以降の保育政策について、待機児童の受け皿整備を中心とした「量の拡大」から、地域のニーズを踏まえつつ「保育の質」を重視する政策に転換する方針を示した。上記の事も踏まえ、全国的に保育士不足の中で船橋市内で保育士資格を生かして働きたいと思える船橋市独自の処遇条件を、いち早く提示することが必要と考えます。 このことから以下の2点を加えていただきたい。 ・幼稚園の認定こども園への移行促進 ・船橋市内で保育士資格を生かして働きたいと思える船橋市独自の処遇条件の提示以上	ご指摘のとおり、保育所等の利用を希望する保育需要は年々増加を続けており、特に1・2歳において待機児童が多く発生している状況です。そのなかで小規模保育事業所についても、必要な地域を選定し整備することとして計画しております。 既存幼稚園については、現計画期間においても認定こども園に限らず、各幼稚園の実情や特色などを活かし、新制度への移行等を進めてきました。今後も幼稚園の意向も確認しつつ、積極的に認定こども園等への移行を促進していきます。 また、ご指摘のありました市独自に実施している保育士の処遇向上に資する事業としては、ふなばし手当等を実施し、保育士確保に資する事業の1つとしてとらえており、市ホームページや市作成のパンフレットで、ふなばし手当等の処遇条件を記載しているところです。 なお、ご意見をいただきました処遇条件を計画へ記載することについては、処遇条件が変動する場合もあることなどから、内容としてそぐわないものと考えております。	有 ・95ページ下部 「幼稚園から認定こども園への移行を基本に、幼稚園の意向に基づき、設置を図ります」→ 「幼稚園から認定こども園への移行を基本に、幼稚園の意向に基づき、設置を促進します」

意見 No.	ページ	意見	本市の考え方	計画案の修正有無
11		ひとり親で2人の子供を育てていますが、子供の体調不良時に自転車か徒歩しか受診する方法はなく困っています。タクシーを使うのは短い距離であったり料金も高く、感染症の可能性もあり使用していません。 そう言う時に利用できる手段や訪問診察、セルフキットなど検討していただきたいです。 小学6年生の娘は不登校になり、学校に送迎するのに仕事を休まなくては行けなくなったり給食を食べれないことでの毎日お弁当作っておいたり食費の負担が増えたり、子供を1人にしておくことへの不安があります。これから中学校へ通えるかわかりません。不安です。 スクールソーシャルワーカーの先生が木曜日だけ一緒に学校へ行ってくれているのでそのようなサービスを増やしてほしい。 1人親で仕事をしないと生活できなくなるので不登校児への支援と共に給食を食べれない時のお昼代や弁当支給などがあると助かります。	子育て世帯への経済的支援については、本計画の基本施策8に基づき、経済的負担の軽減を図るための支援を実施してまいります。 また、ひとり親家庭等への支援については、基本施策7に基づき、ひとり親家庭等が抱える課題等に対して、相談機能の強化、子育て・生活支援を推進してまいります。 その他ご意見にありました、支援を必要とするこどもやその家族に対しましても、よりよい支援を研究し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無
12	68,69	基本方針3「地域・社会」(P22)関連→基本施策5「親子ふれあいの場所づくり」9「子育てを支援する地域社会づくり」10「児童虐待防止対策の充実」(P23)関連→基本施策9「子育てを支援する地域社会づくり」関連 基本施策9「子育てを支援する地域社会づくり」→「現状」「関連する取り組み」に文言を加えてください。 ○現状 「船橋市は子育てにやさしいまちである」と感じる割合は4割程度で、社会的に孤立感を感じている保護者が一定数います。…関連機関のネットワークづくりを推進しています。 また、民生委員・児童委員や主任児童委員が、市や関係機関、学校と連携し、地域における個別支援、児童健全育成、子育て支援活動を行っています。 →お願い「民生委員・児童委員や主任児童委員が」→「民生委員・児童委員や主任児童委員、子ども・子育て系NPO団体等が…」としてください。 ○関連する取り組み「子育て支援ネットワークの構築」 ・子ども食堂やプレーパークをはじめとするこどもの体験活動や子育て世帯の支援につながる地域団体の活動に関する支援等を含む連携」→お願い「子ども食堂やプレーパークをはじめとするNPO等のこどもの体験活動や子育て世帯の支援につながる地域団体の活動に関する支援等を含む連携」としてください。 ※理由：阪神淡路大震災を契機に、平成10年に施行された「NPO法」は、ボランティア活動をはじめとする市民の自由な社会貢献活動を行う団体として社会に定着してきています。NPO法人格を取得していても、任意団体のNPOであっても、非営利団体であることには変わりなく、掲げるミッション実現に向けて、事業の定着、ボランティアの世代交代、横断的な連携を進めています。 「地域セクター」の一つとして、5年に一度の計画づくりの中に是非文言を入れていただきたい、と希求いたします。	ご指摘いただきました記載部分の「地域活動団体」については、地域に貢献していたいている団体の全ての総称として捉えております。 様々な団体が地域貢献活動を行っていただいているため、特定種の法人を例示することはしていませんが、NPO法人や任意団体のNPOもその中に含まれております。 今後、地域活動団体への支援や連携について検討を進めてまいります。	有 ・68ページの現状 「民生委員・児童委員や主任児童委員が」→「民生委員・児童委員や主任児童委員、地域活動団体などが」

意見 No.	ページ	意見	本市の考え方	計画案の修正有無
13		私は親の会とフリースクールを運営しております。学校のトラウマにより不登校となり、私のフリースクールに通う小学5年生の子どもがおりますが、シングル親家庭でお母さんが統合失調症を患っています。お母さんの状態が悪くなり、救急車で運ばれたり、キャンセルしたりといったことがあります。この女の子は精神的なヤングケアラーです。 また、船橋市の不登校の子どもの中には、経済亭余裕がないために、同年代の子どもとつながる居場所を失ったまま、ひきこもり状態お子どもがいます。 私はこのような子ども達のウェルビーイングがもっと重視されるべきと思います。東京都では民間フリースクール助成金が各家庭に月額20000円支払われております。荒川区は20000円を上乗せしております。 学校がトラウマの子どもの病気は病院では治りません。「居場所」が癒すのです。 私のフリースクールに東京から通う子は実質無償で利用でき、船橋市の子どもは有償です。民間フリースクール助成金を、フリースクールを救われているすべての不登校の子どもに家庭に支給していただきたく、教育行政の方で意見書を提出予定ですが、まずは上記のような貧困家庭にフリースクール代と交通費の負担を無くすための、なんらかの経済的支援が必要と考えます。 こどもの貧困家庭、不登校で給食も食べられない家庭に、どうか経済的支援を実施していただきたくお願いいたします。	本計画は、「こどもの笑顔が輝き、生き生きと子育てできるまち・ふなばし」を基本理念としております。 子育て世帯への経済的支援の実施については、本計画の基本施策8に基づき、安定した収入の確保ができない家庭に対し、相談や就労支援等、経済的自立へ向けた支援を実施してまいります。 経済的支援のほか、ご意見にありました、支援を必要とするこどもやその家族、こどもの居場所や貧困対策につきましても、よりよい支援のために研究し、今後の施策検討の参考とさせていただきます。	無